

|                                     |         |                 |
|-------------------------------------|---------|-----------------|
| <b>報道記者発表資料</b><br><br><b>朝 来 市</b> | 提 出 日   | 令和 7 年 6 月 6 日  |
|                                     | 問 合 せ 先 | 担当部署：都市政策課      |
|                                     |         | 電話：079-672-6127 |
|                                     | 担 当 者   | 課長：京住 真志        |
| 担当：中治 佑介                            |         |                 |

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 件名 | <b>住宅耐震関連補助制度を拡充しました！</b> |
|----|---------------------------|

朝来市では、市内の住宅の耐震化を進めるため、令和 7 年度から住宅耐震関連補助制度を拡充しました。

朝来市における住宅の耐震化率は約 6 9 %（朝来市耐震改修促進計画（H29.3））となっており、兵庫県全体の耐震化率約 9 0 %（兵庫県耐震改修促進計画（H30））と比較し、住宅の耐震化が進んでいない現状があります。

南海トラフ地震等の発生 of 切迫性が指摘されており、補助制度の拡充や各種広報活動を推進し、引き続き住宅と建築物の耐震化を進めていきます。

新規拡充内容（令和 7 年 4 月より）

| 制度名         | 対象経費                               | 補助額                              |
|-------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 簡易耐震改修工事費補助 | 筋交い等を設置し地震に対する安全性を確保する工事（簡易なもの）の経費 | 最大 50 万円（補助率 4/5）                |
| 屋根軽量化工事費補助  | 非常に重たい屋根を軽量化する工事の経費                | 50 万円（定額）<br>（総額が 50 万円以上の工事に限る） |
| シェルター型工事費補助 | 耐震シェルターを設置し、居室内の安全性を確保する工事の経費      | 最大 50 万円（経費が 50 万円未満の場合は 10 万円）  |

詳細は朝来市ホームページ「令和 7 年度朝来市の住宅耐震関連補助のお知らせ」をご覧ください。  
<https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/2384.html>

問い合わせ先      朝来市都市整備部都市政策課  
電話    079-672-6127  
FAX    079-672-3440

添付資料            住宅耐震関連補助（チラシ）

## 代理受領制度をご活用ください

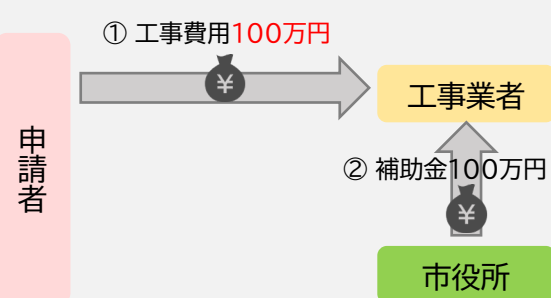
- ✓申請者の代理として、工事業者が、市からの補助金を受領する制度です。
  - ✓工事業者に支払う費用の全額を準備する必要がなくなるため、**負担が軽減**されます。
- ※通常と異なる流れとなりますので、事前に市にご相談ください。

【イメージ】(例)工事費用200万円、補助金100万円の場合

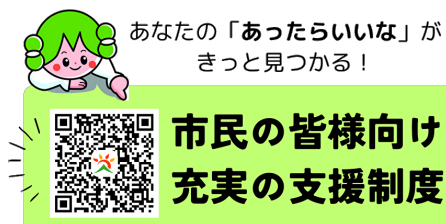
### <通常の場合>



### <代理受領の場合>



### <メモ欄>



- ✓南海トラフ地震はいつ起こってもおかしくありません。
- ✓兵庫県内でも地震や津波の被害により約4万戸が全壊すると見込まれています。
- ✓地震は突発的に起こることを認識し、日頃からしっかり防災への意識を 持ち、対策をとることが重要です。

朝来市

## 住宅 耐震 関連補助



お住まいの  
**簡易耐震診断が無料**(戸建の場合)でできます

さらに・・・

診断により「危険」、「やや危険」と判定された場合  
**改修や建替工事に補助**がでます

詳しくは裏面から

- ✓阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による犠牲者が8割強を占めました。
- ✓能登半島地震でも同様の被害が報道されました。
- ✓大きな被害を受けた建築物のほとんどは、昭和56年以前に建築された耐震性が低い木造住宅で、震度6弱で倒壊する恐れがあると指摘されています。

補助制度の対象となる住宅は、  
**昭和56年5月31日以前に着工されたもの**です

## 補助制度利用の基本的な流れ

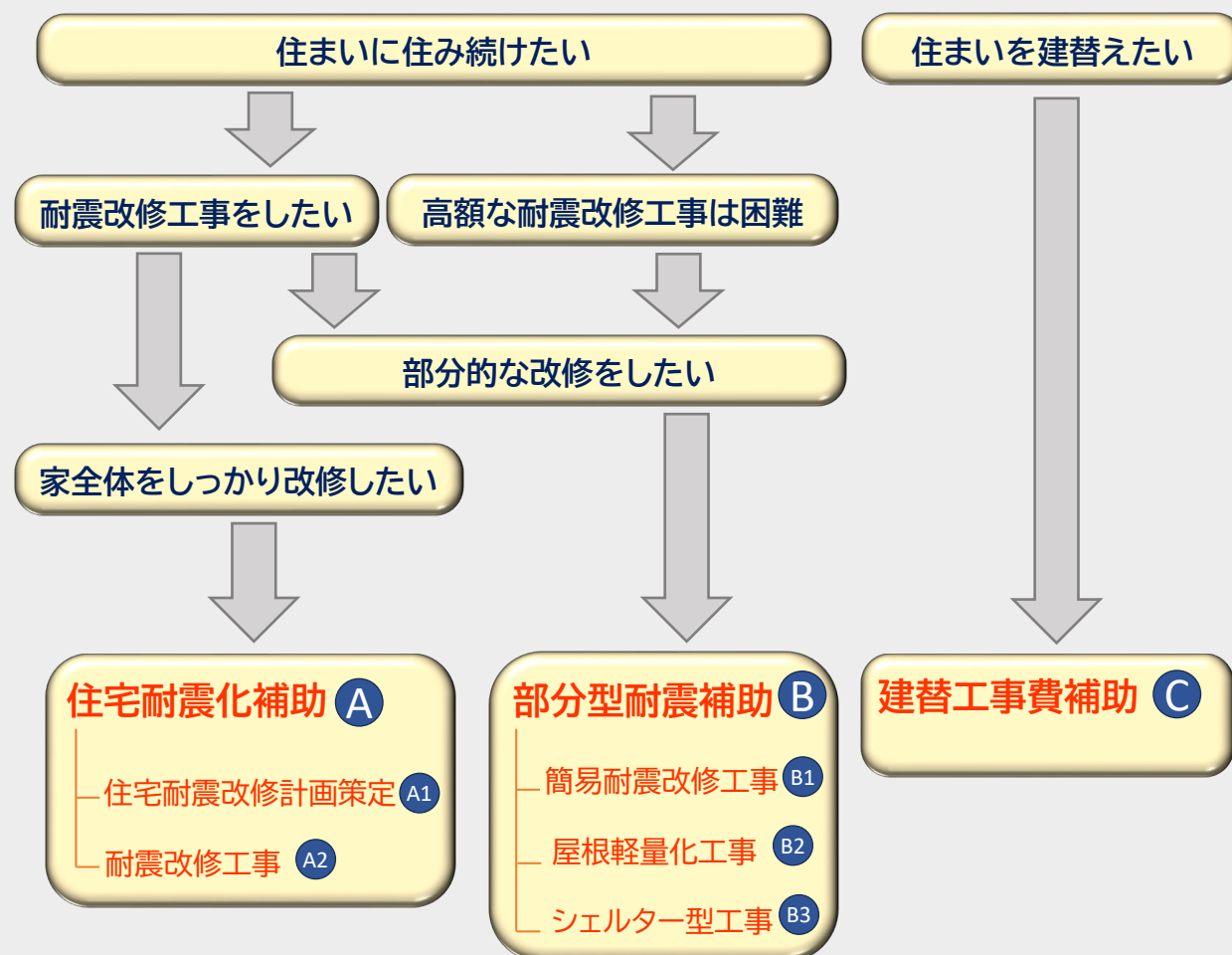
### ① 簡易耐震診断を申し込む（申し込みは朝来市都市政策課へ）

- ・木造戸建住宅の場合は**無料**で診断できます
- ・室内に診断員が入り、各室の間取りを確認したり、屋根裏、床下等を目視で確認します

### ② 診断結果(評点)を確認する

|                 |                      |                 |
|-----------------|----------------------|-----------------|
| 評点<br>0.7<br>未満 | 評点<br>0.7以上<br>1.0未満 | 評点<br>1.0<br>以上 |
| 危険              | やや危険                 | 安全              |

### ③ 「危険」、「やや危険」の場合は、耐震化を検討してください



## A 住宅耐震化補助

### A1 住宅耐震改修計画策定費補助

- 対象となる方  
以下の要件をすべて満たす方  
ア 朝来市に対象となる住宅を所有する方  
イ 市税等の徴収金を滞納していない方
- 対象となる住宅  
以下の条件をすべて満たす住宅  
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
イ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの  
ウ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している住宅又は加入する住宅
- 対象となる費用  
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- 補助額  
補助率 2/3 限度額 20万円  
（最大7万円の加算あり）

### A2 住宅耐震改修工事費補助

- 対象となる方  
以下の要件をすべて満たす方  
★ア 朝来市に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民の方  
イ 市税等の徴収金を滞納していない方
- 対象となる住宅  
左記●と同じ
- 対象となる費用  
改修結果の耐震基準を満たす改修工事であって、耐力壁の補強、屋根の軽量化等（付帯工事を含む）に要する費用  
（総額50万円以上の工事に限る）
- 補助額  
補助率 4/5 限度額 100万円  
（最大30万円の加算あり）

登録業者

登録業者 … 兵庫県の「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、兵庫県のホームページで補助実績を公表できる事業者との契約が必要となります

## B 部分型耐震化補助

### B1 簡易耐震改修工事費補助

- 対象となる方  
上記★と同じ
- 対象となる住宅  
以下の条件をすべて満たす住宅  
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
イ 耐震診断の結果、「危険」と診断されたもの  
ウ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- 対象となる費用  
耐震診断・計画策定及び改修工事に要する費用  
（改修後の耐震評点が0.7以上となるもの）
- 補助額  
補助率 4/5 限度額 50万円

登録業者

### B2 シェルター型工事費補助

- 対象となる方  
上記★と同じ
- 対象となる住宅  
上記●と同じ
- 対象となる費用  
県が認める耐震シェルターの設置に要する費用  
（総額10万円以上の工事に限る）  
（対象のシェルターは下記の市HPをご覧ください）
- 補助額  
10万円  
または50万円

### B3 屋根軽量化工事費補助

- 対象となる方  
上記★と同じ
- 対象となる住宅  
上記●と同じ
- 対象となる費用  
住宅の屋根全体を軽量化する工事に要する費用  
（総額50万円以上の工事に限る）
- 補助額  
50万円（定額）

登録業者

## C 建替工事費補助

- 対象となる方  
上記★の方で建替後の新築住宅の所有者となる方
- 対象となる住宅  
建替元の住宅は上記●と同じで、建替後の住宅は同一敷地内での建て替え且つ省エネ基準を満たすものに限る。※空家は対象外
- 対象となる費用  
対象となる住宅の現地建替に要する工事費用
- 補助額  
補助率 4/5 限度額 100万円  
（最大10万円の加算あり）

詳細は朝来市都市政策課にお問い合わせいただくか、朝来市ホームページをご覧ください。  
電話：079-672-6127  
朝来市HP

